

医療と法律

Q&A

第8回

「守秘義務について」

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 赤石 圭裕

相談者：仙台市内で整形外科の院長をしています。先週、仙台を本拠地とするプロ野球球団のエースであるA投手が肘の痛みを訴えて当院を受診しました。私は以前よりA投手の大ファンでしたので、つついテンションが上がってしまい、帰宅後に妻に対してA投手が当院を受診したことを話してしまいました。これって法的に何か問題はあるのでしょうか。

弁護士：守秘義務違反が問題になりますね。医師は、業務上知り得た他人の秘密を第三者に漏らさない義務、すなわち守秘義務を負っています(医師法17条の3)。A投手が肘の痛みのために貴院を受診したという事実はA投手にとって「秘密」に当たりますので、このことを第三者に話したとなると、守秘義務違反に当たり得ることとなります。

相談者：話した相手は妻だけでした。私の妻は私と違って口が堅く、外に話が漏れるおそれはないのですが、それでも守秘義務違反になるのでしょうか。

弁護士：守秘義務が解除されるには「正当な理由」が必要とされています。「正当な理由」の有無の判断はケースバイケースになりますが、少なくとも相手が家族であることや口が堅いというだけでは「正当な理由」に当たりませんので、守秘義務が解除されることはないでしょう。

相談者：仮に守秘義務違反に当たった場合は、具体的にどのような問題が生じ得るのでしょうか。

弁護士：民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任の三つの問題が生じ得ます。

まず民事上の責任についてですが、秘密を漏らされた患者から医師個人ないし医療機関に対して、債務不履行責任ないし不法行為責任に基づく損害賠償を請求される可能性があります。損害賠償の中身としては慰謝料が中心になるでしょう。

次に刑事上の責任についてですが、刑法上の秘密漏示罪によって6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられる可能性がある(刑法134条1項)ほか、医師法によっても同様の刑に処せられる可能性があります(医師法33条の2第1項)。なお、いずれも親告罪であり、被害者側からの告訴がなければ公訴を提起することができません(刑法135条、医師法33条の2第2項)。

最後に行政上の責任についてですが、先ほど申し上げた刑事上の責任として罰金以上の刑に処せられた医師については、戒告、3年以内の医業の停止又は免許の取り消しといった処分を受ける可能性があります(医師法7条1項・4条3号)。

相談者：そうなのですか…。今お話ししている思い出したことがあります。先月、当院に通院している患者Bが加入しているとされる生命保険会社から、Bさんの当院への通院の有無、通院歴や病名などについての問い合わせがあり、大手の生命保険会社だから大丈夫だろうと思って、聞かれたことに対してそのまま回答しました。Bさんからは回答についての同意を得ていませんでしたが、これも守秘義務違反になるのでしょうか。

弁護士：やはり守秘義務違反が問題になりますね。今回のBさんの通院の有無等の情報はBさんにとっての「秘密」に当たるといえますし、守秘義務が解除される「正当な理由」が認められるような事情はなさそうです。そのため、Bさんからの同意を得ずに生命保険会社に回答してしまったとなると、守秘義務違反に当たり得ることとなります。

相談者：守秘義務違反の問題を避けるためには、どのように対応すれば良かったのでしょうか。

弁護士：生命保険会社に対して、Bさんから医療情報の提供に関する同意書を取り付けてもらわない限り回答できない旨を伝えるのが良かったでしょう。

相談者：今後はそのように対応したいと思います。さらに思い出したことがあります。先週、警察から当院に対して、ある事件の捜査のために患者Cの通院歴等に関する情報が必要であり、来週までに回答してほしいとの依頼がありました。現時点でこれら情報の提供についてCさんからの同意は得ていませんが、回答するとやはり守秘義務違反になるのでしょうか。

弁護士：刑事訴訟法によると、警察などの捜

査機関は、捜査の目的を達するために、公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとされています（刑事訴訟法197条2項）。今回の警察から貴院に対する照会は、この刑事訴訟法の規定に基づくものと考えられますので、警察からの照会に回答することは、守秘義務が解除される「正当な理由」に当たるといえます。もっとも、警察から聞かれていないことについてまで回答してしまうと、この部分は過剰回答に当たるものとして、「正当な理由」が認められないおそれがありますので、回答の範囲については十分ご注意ください。

相談者：これまでの話を踏まえると、守秘義務違反の判断に当たっては、「正当な理由」の有無が一つのポイントになりそうですね。先ほどは「正当な理由」が認められるかはケースバイケースとおっしゃいましたが、せっかくなので、どのような場合に「正当な理由」が認められるのか、もう少し詳しく教えてもらえませんか。

弁護士：まず、法令に根拠がある場合は「正当な理由」に当たります。先ほど申し上げた警察の捜査に協力する場合のほか、医師として感染情報の届出（感染症予防法12条）や麻薬中毒患者の届出（麻薬及び向精神薬取締法58条の2）をする場合などが挙げられます。また、患者本人の明示又は黙示の同意があったと認められる場合も「正当な理由」に当たります。黙示の同意が認められる例としては、患者本人の診療のために他の医療機関に情報を提供する場合や、健康保険組合に対して患者のレセプトを請求する場合などが挙げられます。

いずれにしても、医療従事者が扱う情報には非常にセンシティブな情報も含まれている

ことを踏まえると、回答をするかしないか、回答する場合の内容や回答の範囲などについては慎重に検討すべきです。特に先ほど申し上げた「黙示の同意」についてですが、安易に黙示の同意があったと判断してしまうとトラブルになりかねません。もし回答について悩むような事案があれば、必要に応じて弁護士への相談をご検討ください。

相談者：医師の守秘義務についていろいろ教えていただきましたが、私のような医師だけでなく、医療機関の看護師や事務職員などにも守秘義務が課されているのでしょうか。

弁護士：刑法では医師、薬剤師・医薬品販売業者・助産師についての守秘義務が、その他個別法では保健師・看護師・准看護師や診療放射線技師などについての守秘義務がそれぞれ課されています。他方で、医療資格を持たない事務職員については、守秘義務を課す旨の規定は存在しません。もっとも、民事法上、医療機関は、医療契約当事者として、患者に対してさまざまな義務を負担しており、これらの義務の中に守秘義務が含まれると解釈することが可能です。したがって、仮に医療資格を持たない事務職員が患者の秘密を漏洩した場合は、事務職員個人が民事上の損害賠償責任を負う可能性があるだけでなく、使用者である医療機関においても民事上の損害賠償責任を負う可能性があります。

日頃から看護師や事務職員などといった職員に対しても、守秘義務を守るよう教育することが大切といえるでしょう。

相談者：いろいろ勉強になりました。どうやら今までの私は口が軽すぎたようですので、今後は気をつけることにします。

弁護士：ちなみに、今回のように患者の秘密を第三者に伝えた場合は、守秘義務違反のほか、個人情報保護法違反も問題になり得ます。両者は共通する部分もありますが、保護の対象が若干異なっています。具体的にいうと、個人情報保護法は個人情報データベース等の個人情報を保護の対象とするのに対し、守秘義務は業務上知ることとなった秘密の全てを保護の対象としています。守秘義務の方が対象となる範囲がより広く定められているといえるでしょう。

本日はお疲れさまでした。今回のご相談があったことは、先生の奥さまにもしっかりとお伝えしておきますね(笑)。

相談者：先生、それは弁護士としての守秘義務違反ですよ！(笑)

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①医師は、業務上知り得た情報について、勤務時間や勤務場所の内外を問わず漏洩してはならない義務を負い、これに反すると民事上、刑事上及び行政上の法的責任を負い得る。
- ②守秘義務が解除される正当な理由の有無の判断はケースバイケースだが、安易な判断はトラブルの基になるため、回答について悩むような事案があれば、必要に応じて弁護士への相談を検討すべきである。
- ③医療機関としては、事前策として、被用者が守秘義務違反を犯さないような体制を徹底しておくべきである。